

**「大学生等による『共感の輪』拡大事業（首都圏）」
委託業務仕様書（案）**

1 業務名

「大学生等による『共感の輪』拡大事業（首都圏）」委託業務

2 業務目的

首都圏の大学生や専門学生等（以下、「大学生等」と言う。）若い世代へ県の復興状況や魅力を伝えるため、首都圏の大学生等を対象とした本県の今を広く正確に知ってもらうための視察研修を企画、催行する。

また、大学生等が視察研修を通して得た学びや福島に対する思いを動画で発信することにより、行政からの情報が届きにくい若年層に対し、「ふくしまの今と魅力」を発信する。

3 業務内容

首都圏の大学生等を対象とした、本県の今を広く正確に知ってもらうための視察研修を企画、催行する一切の業務を行うこと。

また、視察研修において大学生等が福島の復興の現状や魅力を体感する様子に加え、視察研修を通じて得た学びや福島に対する思いを大学生等が語る動画を制作・配信すること（企画・調査・調整・制作・発送等を含む）。

（1）1泊2日の県内視察研修（1回）の企画運営・催行

首都圏の大学生等を対象として、本県の復興の現状と魅力を正確に知ってもらうための視察研修を企画し、催行すること。

ア 実施時期・日程

12月上旬～12月中旬の期間における連続する土曜日及び日曜日の2日間の催行とする。

なお、視察研修の内容を充実させるために必要な場合は、前泊（2泊3日）の企画とすることも可とする。この場合、参加対象が学生であることを考慮し、大学の講義終了後に集合可能な方法及び時間設定とすること。また、提案に当たっては実施候補日を提示すること（複数可）。ただし、日程は、委託契約後に県と調整の上決定する。

イ 参加者の募集・選定

本事業の趣旨に基づき、以下の条件を満たす参加者を広く募集し、選定すること。想定する参加人数や対象は、以下のとおりとする。

- ・首都圏の大学に所属する大学生等 10名程度
- ・福島県在住の大学生 3名程度
- ・福島県の復興や風評・風化問題に関する学びに関心があり、動画への出演やSNS等での情報発信に協力可能な学生
- ・なお、参加者の最終的な決定に当たっては、県と協議し選定すること。

ウ 行程

- ・福島県浜通り地方の視察を中心とした構成とすること。視察先については、以下の要素を適切に組み合わせること。

- (ア)震災の記憶や復興の歩みを学ぶ施設

- (イ)新たな産業や挑戦を体感する施設

- (ウ)地域の日常や魅力を体感する施設

- ・ツアーの開始時に、講演会やオリエンテーションを実施するための会場を確保すること。

- ・本事業では、参加学生による SNS 等での情報発信を予定していることから、受託者は、オリエンテーションにおいて、参加学生に対し、発信時の注意点や効果的な発信方法について指導・レクチャーを行うこと。

- (なお、講演会・オリエンテーション自体の講師手配や進行は県が行う。)

- ・入館料等が必要な場合は、その費用を見込むこと。

エ 全行程の貸切バスの手配・運行

安全かつ円滑な移動を確保するため、以下の通り貸切バスを手配すること。

- ・大型バス 1 台を想定。

- ・添乗員は 1 名以上を必須とし、行程管理および安全確保を行うこと。

- ・ファシリテーターを 1 名以上配置すること。

- ※ファシリテーターは、車内等において視察内容の振り返りなど学びを深める役割を担うものとする。

- ・有料道路や駐車場代等の費用を含めること。

オ 参加学生の移動の手配

東京駅を発着点として手配すること。ただし、居住地から東京駅までの往復交通費については参加者の自己負担とする。

カ 食事の手配

食事内容も情報発信の一つであるため、県産品や郷土料理などの提供を提案することとし、食事内容についても明記すること。

なお、昼食においては、観光地などで自由に食事することも可とするが、参加者が訪問地ならではの食事内容を選定するよう配慮すること。

キ 参加者へのアンケート

本事業及び類似の目的を持つ事業の参考とするため、参加者に対してツアーや視察施設への評価及び当県への印象等に対するアンケートを実施し、集計・分析すること。

ク 多文化への配慮

外国人留学生等の参加がある場合、当該参加者の宗教、文化等に配慮した宿泊、食事、マナー、慣習に対する適切な対応を行うこと。

ケ 国内旅行保険の加入

ツアーの参加者を国内旅行保険（傷害保険）に加入させること。

なお、委託事業者が選定する保険のうち、傷害死亡・後遺障害、傷害医療

費用、個人賠償責任、携行品損害、救援者費用の補償を含むものとし、その保険が一般的に勧められているプランとする。

(2) 動画の撮影・制作

視察研修の全行程に同行し、ツアーの様子や参加者の反応を記録するとともに、若年層の共感を得られる動画を制作すること。

ア 撮影および構成

- ・研修中の様子（視察、交流等）を撮影するほか、参加学生へのインタビューを実施し、現地で感じたこと、それから得た学びや福島への思いを収録すること。
- ・動画の内容は、本業務の趣旨を踏まえ、若年層に「ふくしまの今と魅力」が正確かつ効果的に伝わる構成とすること。
- ・必要に応じて字幕、テロップ、BGM等を挿入し、若年層への訴求力のある演出を行うこと。

イ 制作動画の種類と仕様

- ・本編動画（1本）：YouTube等での視聴に適した横型で制作すること。
- ・ショート動画（3～5本程度）：SNSでの視聴に適した縦型で制作すること。

※具体的な本数および各動画のテーマについては、県と協議の上決定する。

ウ その他

- ・動画内に挿入する施設名称等などについては、受託者が各施設管理者や関係機関に確認を行うこと。
- ・使用するBGMや素材は、著作権処理が適正になされたものを使用すること。

(3) 広報及び効果の分析

以下の広報・分析を実施すること。

ア 広告運用と発信

- ・YouTube等において、首都圏の若年層をターゲットとした動画広告を運用すること。
- ・ターゲットの属性を適切に設定し、効果的な広告配信を行うこと。
- ・広告配信の期間等については、県と協議の上、決定すること。

イ 効果の分析と報告

- ・発信後、動画閲覧数や閲覧者の属性等を踏まえて効果の分析を行うこと。

4 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。※契約書は委託契約候補者決定後に提示

(1) 契約締結後速やかに提出するもの

ア 着手届（様式1）

- イ 統括責任者通知書（様式任意）
 - ウ 実施工程表（様式任意）
 - エ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類
- （２）業務完了後速やかに提出するもの
- ア 完了届（様式２）
 - イ 成果品 一式
 - ウ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

５ 成果品（委託契約書第１０条関係）

- （１）以下の項目を主な内容とした実績報告書 １部
- ア 事業全体の概要
 - イ 運営体制
 - ウ 実施行程等委託業務の詳細
 - エ ツアー中の様子等の記録写真
(データでの提出、うち一部を報告書に掲載のこと。)
 - オ 参加者へのアンケート結果・分析
 - カ 制作物一覧
 - キ 事業総括
 - ク その他、福島県が必要と認める項目
- （２）記録写真の画像データ（.jpg） 一式
- （３）収支報告書 １部

６ 成果品の提出先

福島県福島市杉妻町２番１６号
福島県風評・風化戦略室

７ 総括責任者

受託者は、本業務の遂行に当たって、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

８ 事業実施に当たっての打合せ

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で随時打合せを行った上で、業務を実施するものとする。

また、福島県は本業務の実施のために必要な協力をする。

９ その他留意事項

- （１）追加費用に対する考え方

本仕様書に定められた業務内容の実施に当たっては、追加の費用負担が生じた場合でも、それが仕様を満たすために当然必要と認められるものについては、原則として受託者の負担とする。

(2) 仕様変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議し、承認を得ること。

(3) 成果品の著作権等の取り扱い

ア 本業務における成果物の所有権や著作権は、原則としてすべて福島県に帰属する。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、福島県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。

イ 本業務の実施による成果品は、著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入すること。

(4) 個人情報の取り扱い

本業務で個人情報及び特定個人情報を扱う場合は、流失・損失が生じないように、その保護について十分な注意を払うこと。

(5) 秘密の保持

本業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に利用しないこと。

(6) その他

ア 業務の実施に当たっては、業務の内容及び範囲について、福島県と綿密な打ち合わせを行い、その決定に従うこと。

イ 受託者は、受託業務に関する事項について、福島県から報告を求められた場合には速やかに応じること。また、改善が必要な事項については、直ちにこれに応じ、その結果を報告すること。

ウ 本仕様書に明示無き事項又は業務に疑義が生じた場合は、福島県及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。

エ ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

(以上)

様式1（仕様書4（1）関係）

着 手 届

令和 年 月 日

福 島 県 知 事 様

受託者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

- 記
業務
- 1 業 務 名
- 2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着 手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

完了届

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、届け
出ます。

- 記
業務
- 1 業務名
- 2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日